

平成 29 年 11 月 14 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
(コード番号 8306)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づく  
同法第 156 条第 1 項の規定による自己株式の取得  
および会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(代表執行役社長 <sup>ひらの のぶゆき</sup>平野 信行)は、本日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による当社定款第 44 条の定めに基づく同法第 156 条第 1 項の規定により、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数 | 200 百万株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.50%) |
| (3) 取得価額の総額   | 1,000 億円(上限)                                  |
| (4) 取得期間      | 平成 29 年 11 月 15 日～平成 29 年 12 月 31 日           |
| (5) 取得方法      | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付                       |

3. 消却に係る事項の内容

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式                |
| (2) 消却する株式の数  | 上記 2 により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日     | 平成 30 年 1 月 22 日      |

※ 消却する株式の数は、上記 2 による自己株式の取得の完了後、改めてお知らせいたします。

(ご参考)

1. 自己株式消却の方針

当社では、保有する自己株式の総数の上限を、発行済株式総数の 5%程度を目安とし、それを超える数の株式は、原則として消却することをその方針としております。

2. 平成 29 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	13,321,130,842 株
自己株式数	706,564,078 株

以 上

(照会先)

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
広報部  
03-3240-7651

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループの自己株式の取得および消却に係わり、一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。